

被保険者・被扶養者の皆様へ

アクサ生命健康保険組合

健康保険被扶養者資格調査 実施について

被保険者・被扶養者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
この度、当健康保険組合では健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者認定状況の確認業務を実施します。

これは、すでに被扶養者として認定された方が引き続き資格があるか確認するものです。
本調査により、公平・公正な扶養家族の認定を行い、保険給付の適正化に努めてまいりますので、みなさまのご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、本業務については「株式会社 法研」へ委託をしておりますので、お問い合わせや督促連絡につきましては、「株式会社 法研」より連絡させていただきます。

記

- 調査対象者** 平成28年9月以前の被扶養者認定の資格を取得されている
平成29年4月1日現在で22歳以上の家族の方
※調査対象者以外の被扶養者の「健康保険 被扶養者調査票」は同封していません。
- 提出物** ●「健康保険 被扶養者調査票」(以下「調査票」)
● 該当提出書類
- 提出期限** 平成29年8月31日(木) **必着**
※提出がない方は扶養削除となりますので、ご注意ください。
- 提出先** 社内便で健康保険組合へご提出ください
※同封の返信用封筒をご利用ください。

注意事項

- 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方へは、通知を送ります。
速やかに扶養削除の手続きを行っていただきます。
原則として平成29年10月1日の削除となります。
- 既に削除の手続きを取っている場合は、「調査票」の調査対象者の備考欄に、『削除日』および『理由』を記入し、ご提出ください。
これから手続きを行う場合は、「調査票」の記入と併せてP3「扶養削除手続きをしてください」を参照して手続きをしてください。
- 提出期限までに「調査票」および必要書類を提出されない場合、健康保険法施行規則第50条7項より扶養削除となりますので必ずご提出ください。
- ご提出頂いた書類は返却できませんので、ご了承ください。
- 必要書類の取得費用は全額被保険者(被扶養者)負担となります。



問
い
合
わ
せ
先

アクサ生命健康保険組合 被扶養者調査専用 法研コールセンター
TEL:0800-800-7135 (無料通話) 平日9:00~17:00

※IP電話など、一部の電話機から繋がらない場合があります。

1 現況確認調査の流れ

① 被扶養者の認定基準をご用意ください ——— 「2 被扶養者の認定基準」P2

被扶養者には、保険料を負担しないで給付が受けられる代わりに、親族関係(続柄)と扶養状況(被扶養者の収入状況)について、一定の要件を常に満たしている必要があります。
ところが、時間の経過とともにその要件から外れる方が出てくるため当健康保険組合では定期的に要件が備わっているかの確認を行い、被扶養者としての資格を審査します。

② 「調査票」の記載内容をご確認ください ———

「調査票」の被保険者・調査対象者欄の記載内容(氏名、生年月日等)を確認し、必要事項を記入のうえ、「調査票」の上段に捺印してください。

③ 調査対象者全員の必要書類をご用意ください — 「3 該当提出書類」P3~P4 「4 記入例」P5

「調査票」に記載された対象者の必須書類や調査対象者に該当する書類をご用意ください。

既に認定基準を満たしていない方については、「6 被扶養者削除手続きについて」P7を参照して手続きをしてください。

④ ご質問や手続きについて ——— 「5 よくある質問」P6 「6 被扶養者削除手続きについて」P7

必要書類や調査対象者に該当する書類を取得する際の疑問やこれまでに皆様からご質問いただきました内容をQ&A形式でまとめましたのでご参照ください。

⑤ 「調査票」と必要書類のご提出をお願いします ———

同封の返信用封筒を利用して、社内便で健康保険組合へご提出ください。
※提出いただいた書類の内容確認後、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。

⑥ 調査の結果についてご連絡します ———

調査の結果、認定基準を満たしていない方には、連絡をいたしますので、扶養削除の手続きをしてください。
※認定基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。



2 被扶養者の認定基準

『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、**主として被保険者の収入で生計を維持している**ことが必要です。

さらに**同一世帯**※が要件とされる親族もあります。

※「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。
二世帯住宅などで同居していても、住民票を世帯分離している場合は、同一世帯とは認められません。

● ……同居可	① ……1親等
● ……同居が条件	② ……2親等
※配偶者は内縁の方を含みます。	③ ……3親等

被扶養者が別居している場合

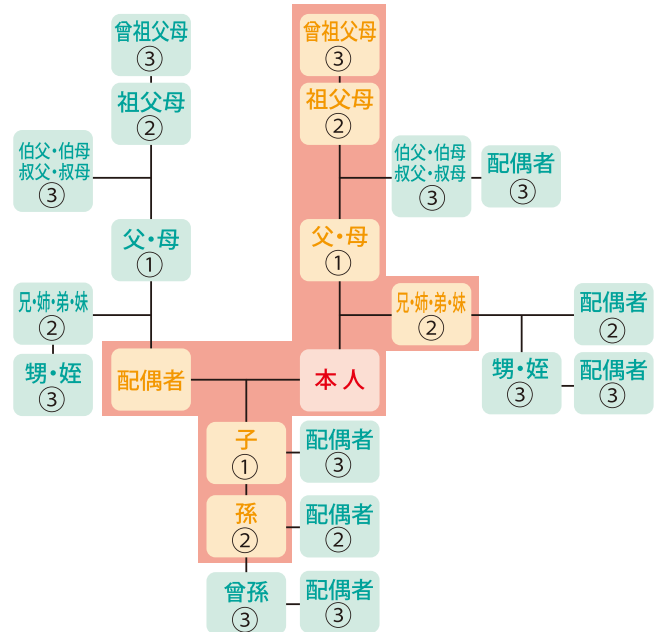
被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。

共同で扶養している場合

夫婦共に収入があり、子供等を共同で扶養している場合は、被扶養者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者となります。

- 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とするを原則とすること。
- 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

(保険発第六六号・庁保険発第二二号)



共同扶養者(扶養義務者)

被保険者が他の人と共同して同一人を扶養する場合の、共同扶養者(扶養義務者)

被保険者と被扶養者の続柄	共同扶養者(扶養義務者)
子	被保険者の配偶者
父・母	被保険者の配偶者・兄弟姉妹
兄弟姉妹	被保険者の父母・その他兄弟姉妹
祖父母	被保険者の祖父母・父母・兄弟姉妹
義父母・義兄弟姉妹	被保険者の配偶者・義父母・配偶者の兄弟姉妹
孫	孫の父母・被保険者の配偶者

認定対象者の収入の限度

厚生労働省の通知により、次の①②の両方の条件を満たしていることが必要です。

① 収入額

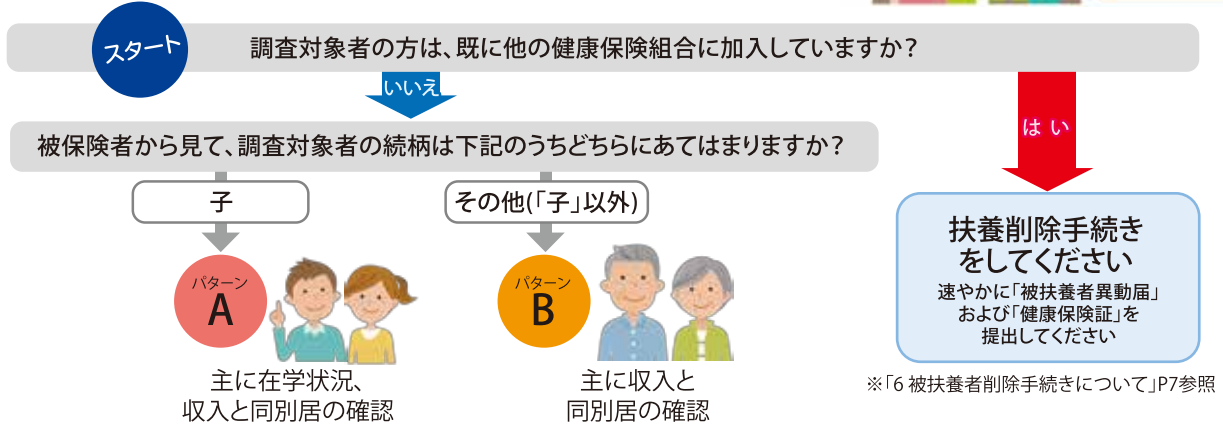
被扶養者の年齢など	年間収入	月額(給与・年金など)		日額(雇用保険の給付など)	
		月額(給与・年金など)	日額(雇用保険の給付など)	月額(給与・年金など)	日額(雇用保険の給付など)
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害年金受給の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満	150,000円未満	5,000円未満

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること かつ被扶養者の年収が被保険者からの送金額未満であること

3 該当提出書類

「調査票」に記載されている必要書類パターンA～Bは、あらかじめ続柄によって分かれています。
下記のチャートを確認のうえ、各パターンおよび平成29年1月～現在までの状況に応じた該当書類をご提出ください。



パターンA

学生*の場合、必須書類は以下の1点です。

必要書類	書類No	発行元
●「在学証明書」[原本] または 「学生証」[コピー] <small>※「在学証明書」は、平成29年4月1日以降に発行されたもの ※「学生証」は、氏名・発行日・有効期限が記載されているものの両面</small>	3	就学先

学生*以外の場合、必須書類は以下の2点です。

また、平成29年1月～現在までの状況の①～⑤に該当する場合は、該当するすべての書類をご提出ください。

必要書類	書類No	発行元
●平成29年度「所得証明書」[原本] または 「非課税証明書」[原本] <small>※平成28年1～12月中の収入が計上されているもの ※「源泉徴収票」不可</small>	1	市区町村役場
●世帯全員の「住民票」[原本] <small>※1世帯1部 ※続柄記載のあるもの ※社会による単身赴任は提出不要 ※平成29年4月1日以降発行のもの ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの</small>	2	

パターンB

必須書類は以下の2点です。

また、平成29年1月～現在までの状況の①～⑤に該当する場合は、該当するすべての書類をご提出ください。

必要書類	書類No	発行元
●平成29年度「所得証明書」[原本] または 「非課税証明書」[原本] <small>※平成28年1～12月中の収入が計上されているもの ※「源泉徴収票」不可</small>	1	市区町村役場
●世帯全員の「住民票」[原本] <small>※1世帯1部 ※続柄記載のあるもの ※社会による単身赴任は提出不要 ※平成29年4月1日以降発行のもの ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの</small>	2	

平成29年1月～現在までの状況

平成29年1月～現在までの状況が以下の①～⑤に該当する場合は、該当するすべての書類をご提出ください。

状況	必要書類	書類No	発行元
① 調査対象者に給与収入がある	●直近の連続した3ヵ月分の「給与明細書」[コピー]または「給与支払証明書」[原本] <small>※給与振込の「通帳」のコピーは認められません ※氏名・会社名・支給月が記載されている部分も必要 ※モバイル明細でプリントできない場合は、勤務先で「給与明細書」[コピー]または「給与支払証明書」[原本]を依頼</small>	4	勤務先
② 調査対象者に年金収入がある	●直近の「年金振込通知書」[コピー] または 「年金改定通知書」[コピー] <small>※年齢・企業・遺族・障害等、受給しているすべての年金分が必要</small>	5	日本年金機構等
③ 調査対象者に給与・年金以外の収入がある	●平成28年分「確定申告書(控)」[コピー] <small>※個人収入・不動産収入・株式配当金等 ※「収支内訳書」・「青色申告決算書」等、申告時の書類すべてが必要</small>	6	税務署
④ 被保険者と調査対象者が別居中(社会による単身赴任以外)	●調査対象者の別居先世帯全員の「住民票」[原本] <small>※1世帯1部 ※続柄記載のあるもの ※平成29年4月1日以降発行のもの ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの</small>	2	市区町村役場
	●直近の連続した3ヵ月分の「送金証明書」[コピー]	7	
⑤ 調査対象者が平成28年1月1日以降に退職または自営業等を廃業により現在無収入	●退職日の入った「源泉徴収票」[コピー] または 「退職(離職)証明書」[原本]	-	元勤務先
	●「離職票1、2」[コピー] または 「雇用保険被保険者証」[コピー]	-	ハローワーク
	●「廃業届」[コピー]	-	税務署

要返却

平成29年8月31日(木) 必着

書類に不備等があった場合、連絡することがあるため、日中の連絡先を必ず記入。

印字情報に訂正または変更のある場合は、赤字二重線を引き、側に正しい情報を記入。
※氏名・生年月日の訂正については、別途手続き書類を提出。

提出内容に相違がないことを確認したうえで、捺印。

【健康保険被扶養者調査票(子供確認用)】

被保険者	保険証 記号・番号	0000-0000	氏名	ケボ ^カ 知 ^チ 健保 太郎	性別	男	生年月日	10日 ○00年07月 20日
	連絡先	「電話番号」 「メールアドレス」	090-1234-5678 abcdefg@gmail.com				資格取得日	○00年04月01日

■現在の状況をご記入ください

調査	氏名	ケボ ^カ 知 ^チ 健保 直子	性別	女	<input type="checkbox"/> (1) 被保険者と住民票上、同一世帯である	同居
	生年月日	昭和63年6月3日	続柄	子	<input type="checkbox"/> (2) 被保険者が単身赴任(社命による単身赴任)	同居 抜い
職業等	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 給与所得者	<input type="checkbox"/> (3) 無職	備考		<input type="checkbox"/> (3) 施設入所(施設名:)	
	<input type="checkbox"/> (2) 自営業	<input type="checkbox"/> (4) 学生			<input checked="" type="checkbox"/> (4) 住民票上、世帯分離しているまたは住所が別	別居

該当する職業等にチェック。

平成29年1月1日以降に退職した場合は、退職日を記入。その他、連絡事項等ある場合は、備考欄に記入。

調査対象者はパターンAです

必須および該当項目のチェック欄にチェックを入れ、必要書類を添付してご提出ください。提出前に再度、記入内容と必要書類のご確認をお願いします。

学生の場合 必須書類は以下の1点です。

チェック欄/記入欄	必要書類	発行元
<input type="checkbox"/> 学生 卒業 平成 年 月 予定	「在学証明書」[原本]または「学生証」[コピー] ※「在学証明書」は、平成29年4月1日以降に発行されたもの ※「学生証」は、氏名・発行日・有効期限が記載されているものの両面	就学先

学生以外の場合 必須書類は以下の2点です。また、平成29年1月～現在までの状況の①～⑤に該当する場合は、該当するすべての書類をご提出ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 学生以外 (高校・大学・各種専門学校・予備校等) (終日学業に専念)以外	平成29年度「所得証明書」[原本]または「非課税証明書」[原本] ※平成28年1～12月中の収入が計上されているもの ※「源泉徴収票」不可 世帯全員の「住民票」[原本] ※1世帯1部 ※続柄記載のあるもの ※社命による単身赴任は提出不要 ※平成29年4月1日以降発行のもの ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	市区町村役場
--	--	--------

平成29年1月～現在までの状況 以下の①～⑤に該当する場合は、該当するすべての書類をご提出ください。

① 調査対象者に給与収入がある <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 平成29年(1月～12月)の 収入見込額 1,000,000 円	直近の連続した3ヵ月分の 「給与明細書」[コピー]または「給与支払証明書」[原本] ※給与振込の「通帳」のコピーは認められません ※氏名・会社名・支給月が記載されている部分も必要 ※モバイル明細でプリントできない場合は、勤務先で「給与明細書」[コピー]または「給与支払証明書」[原本]を依頼	勤務先
② 調査対象者に年金収入がある <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> (1) 老齢 <input type="checkbox"/> (2) 遺族 <input type="checkbox"/> (3) 障害 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> (4) その他()	直近の「年金振込通知書」[コピー]または「年金改定通知書」[コピー] ※老齢・企業・遺族・障害等、受給しているすべての年金分が必要	日本年金機構等
③ 調査対象者に給与・年金以外の収入がある <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> (1) 営業 <input type="checkbox"/> (2) 不動産 <input type="checkbox"/> (3) 農業 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> (4) 雑 <input type="checkbox"/> (5) その他()	平成28年分「確定申告書(控)」[コピー] ※個人収入・不動産収入・株式配当金等 ※「収支内訳書」「青色申告決算書」等、申告時の書類すべてが必要	税務署
④ 被保険者と調査対象者が別居中 (社命による単身赴任以外) <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	調査対象者の別居先世帯全員の「住民票」[原本] ※1世帯1部 ※続柄記載のあるもの ※平成29年4月1日以降発行のもの ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの 直近の連続した3ヵ月分の「送金証明書」[コピー]	市区町村役場 銀行等
⑤ 調査対象者が平成28年1月1日以降に退職または自営業・専業主婦により現在無収入	退職日の入った「源泉徴収票」[コピー]または「退職(離職)証明書」[原本]	元勤務先

チェック欄の該当項目にチェック。『はい』にチェックを入れた必要書類は、必ず提出。

該当の記入欄にチェックおよび金額を記入。

「個人番号(マイナンバー)」は不要です

当健康保険組合にご提出いただく書類は、「個人番号(マイナンバー)」の記載のないものをご用意願います。誤って、「個人番号(マイナンバー)」が記載された書類の交付を受けた場合は、「個人番号(マイナンバー)」部分を油性マジックペンで塗りつぶすなど、マスキングしたうえでのご提出をお願いいたします。

各必要書類[書類No]の説明および注意事項

① 平成29年度「所得証明書」

学生*を除くすべての方がご提出いただく書類です。

- 不動産所得
- 配当所得
- 分離株式譲渡所得(上場)
- 営業所得
- その他雑所得 等

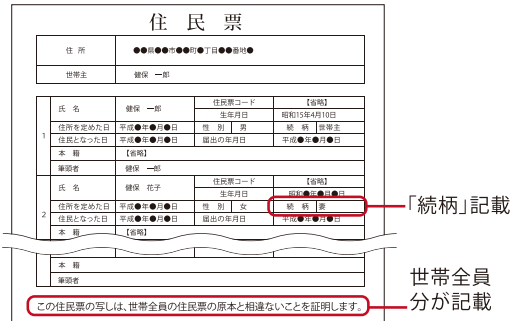
所得がある場合は
平成28年分「確定申告書(控)」一式が必要です。

※確定申告をしていない場合は、所得の詳細が確認できる書類をご提出ください。(例)特定取引口座の計算書[コピー]、証券会社からの年間取引報告書[コピー]等



② 世帯全員の「住民票」(個人番号記載のないもの)

続柄および世帯全員分の記載があるものをご提出ください。社による単身赴任は提出不要です。



③ 学生の方

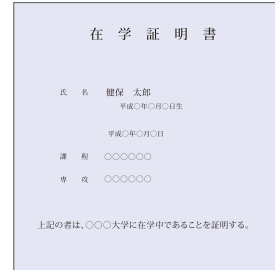
「子」が学生*の場合は、「在学証明書」または「学生証」をご提出ください。

氏名・発行日または有効期限
等が記載されている部分が
必要となります。

「学生証」[コピー]

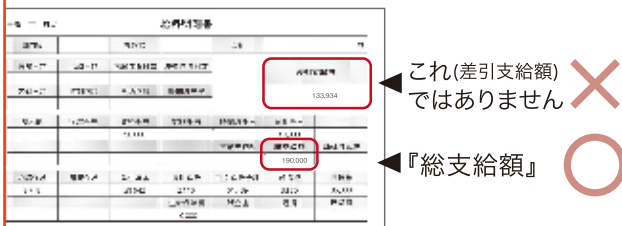


「在学証明書」



④ 給与収入のある方

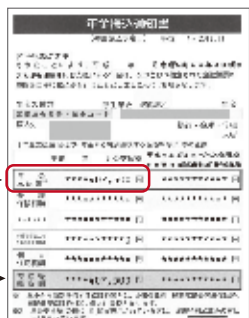
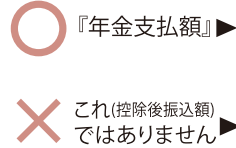
直近の連続した3ヵ月分の「給与明細書」[コピー]をご提出ください。課税・非課税を問わず、税金や保険料等が控除される前の『総支給額』で判断します。
通勤交通費も収入に含まれます。



⑤ 年金収入のある方

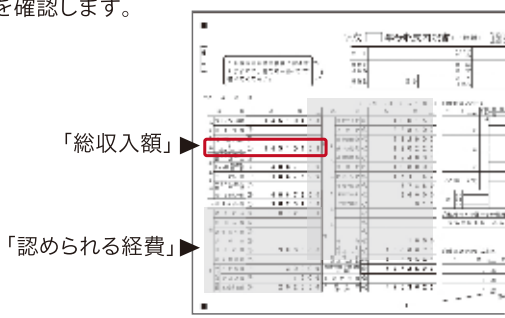
「年金振込通知書」または「年金改定通知書」をご提出ください。税金や介護保険料等が控除される前の『年金支払額』を確認します。

- ※2ヵ月分が記載
- ※遺族年金・障害者年金・個人年金などを受給している場合も、ご提出ください。



⑥ 事業収入のある方

「確定申告書」や「収支内訳書(または青色申告書)」をご提出ください。総収入額から、当健保組合が必要経費として認められる経費を差し引いた金額を確認します。

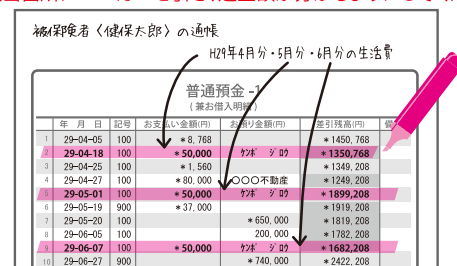


⑦ 被保険者と別居している方

直近の連続した3ヵ月分の「振込明細書」[コピー]または「通帳」[コピー]をご提出ください。

誰から誰へ、いつ・金額が分かるもの

水道光熱費の領収書/クレジットカードなどの支払明細書/手渡しは認められません
銀行振込の場合は被保険者の「通帳(表紙と金額印字部分)[コピー]」の該当箇所をマーカーを引き、送金額が分かるようにしてください。



5 よくある質問 Q&A

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

A.1 健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう指導されております。
なお、証明書取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新
または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

- 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)
… 被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)
… 被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q.2 調査票類を提出しないとどうなりますか？

A.2 被扶養者として引き続き資格があるかどうかの確認ができませんので、被扶養者の資格を抹消することになります。

Q.3 被扶養者とは誰のことですか？

A.3 被扶養者とは被保険者に健康保険上扶養されている家族です。

この調査は、被扶養者(家族)についての調査です。
ご提出いただく書類は被扶養者(家族)の書類です。

Q.4 4月に就職した子供が「調査票」に載っていました。どうすればよいですか？

A.4 被扶養者削除の届出が必要です。

「調査票」の該当者名を**赤字二重線**で抹消し、備考欄に『日付・理由(就職)』をご記入のうえご提出ください。
なお、別途削除手続きが必要です。「被扶養者異動届」に対象者の「健康保険被保険者証(保険証)」を添え、必要書類と一緒に速やかに届出てください。

※「6 被扶養者削除手続きについて」P7 参照

Q.5 被扶養者(60歳未満)のパート収入が認定基準額上限の130万円を超えていました。どうすればよいですか？

A.5 被扶養者削除の届出が必要です。

事業所(会社)のご担当者に「被扶養者異動届」に「健康保険被保険者証(保険証)」と必要書類を添付し、届出てください。扶養削除日は原則10月1日となります。

なお、「調査票」の該当者名を**赤字二重線**で抹消し、備考欄に「収入増」と**赤字**でご記入ください。

※「6 被扶養者削除手続きについて」P7 参照

Q.6 昨年度一時所得(遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など)が入ったため、「所得証明書」には限度額の130万円を超えた金額が記載されてきました。一時的な収入でも扶養から外れなくてはならないのですか？

A.6 扶養は継続となります。

当健康保険組合では一時所得(遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など)は収入に含めておりません。主として被保険者に生計を維持していれば扶養は継続となります。

「所得証明書」を入手のうえ、「調査票」の備考欄に『遺産相続のため』など一時的に所得が多くなってしまった理由をご記入ください。

以前から引き続き被扶養者に認定されている方で、「所得証明書」を取り寄せたとき、高額な金額が掲載された方は、その収入を得た理由の収入証明(※)をご提出いただくこともあります。

※収入証明＝「確定申告書(控)」

6 被扶養者削除手続きについて

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要となります。日常生活実態が大きく変化し、被扶養者が経済的に自立するなど、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに扶養削除手続きが必要となります。

こんな時は扶養削除手続きが必要です。

<p>● 就職して、就職先の健康保険組合に加入したとき。</p> 	<p>● 勤務先の健康保険組合に加入したとき。 (当健康保険組合以外の健康保険証をお持ちの方)</p> 	<p>● 他の家族の被扶養者となったとき。</p> 
<p>● 年間130万円以上を超える収入が見込まれるようになったとき。 (60歳以上または障がい年金受給の場合は180万円以上)</p> 	<p>● 離婚・死亡したとき。</p> 	<p>● 同居条件の被扶養者が別居したとき。</p> 

認定基準を満たしていない場合

被扶養者の認定基準を満たしていない方は、被扶養者から外れることになります。
(今回の調査対象外の被扶養者も含めてご確認ください)

「調査票」を提出いただいた後、別途被扶養者からはずす手続きをしてください。

「被扶養者異動届」および該当する被扶養者の「健康保険被保険者証(保険証)」を提出してください。

【書類の提出先】

● 内勤社員(技能職含む)、契約社員

★まず、e-Pay申請にて、扶養の削除を行ってください。その後、ペイロールより「扶養削除kit」が送られてきますので、必要書類をペイロール宛に送付してください。

▶ (株)ペイロール

〒069-8521 北海道江別市野幌町33-25 野幌駅前ビル「株式会社ペイロール キットセンター」行

● CCI営業社員、FA職員

▶ 支社経由にてSATO社会保険労務士法人へ



当健康保険組合へ書類等を直接ご提出いただくことはできません。当健康保険組合へ提出された場合は、返却いたしますので、ご注意ください(入社の方は採用時の担当者へお尋ねください)

「被扶養者異動届」は当健康保険組合ホームページからダウンロードできます。

 <http://www.axakenpo.or.jp/>

① HOME > ② 申請書類一覧 > ③ 「被扶養者異動届」ダウンロード

